

小牧市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

〔 令和8年2月16日 〕
〔 7小障第3829号 〕

(設置)

第1条 第8期小牧市障がい福祉計画及び第4期小牧市障がい児福祉計画(以下「小牧市障がい福祉計画等」という。)の策定に関し必要な協議を行うため、小牧市障がい福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、小牧市障がい福祉計画等の策定に関することについて協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がいを有する者又はその家族で組織する団体に属する者
- (3) 民生委員・児童委員連絡協議会の委員
- (4) 障害福祉サービスに従事する者
- (5) 特別支援学校の教員
- (6) 愛知労働局春日井公共職業安定所の職員
- (7) 愛知県春日井保健所の職員
- (8) 一般社団法人小牧市医師会に属する医師
- (9) 公募により選ばれた市民
- (10) 幼児教育・保育課の職員
- (11) 学校教育課の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和9年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理

する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年2月16日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。